

輸出貿易管理令 別表第 1 項目別対比表 (該非判定用)

貨物名：
メーカー名：
型及び銘柄：

©CISTEC

2014.9.15

(1 / 3)

次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 7-(1) 集積回路 (4の項の中欄に掲げるものを除く。)	判定欄	注 釈	記 入 欄
<p>[省令] 第6条 <u>輸出令別表第1の7の項の</u> <u>経済産業省令で定める仕様のものは、</u> 次のいずれかに該当するものとする。</p>	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
<p>一 <u>集積回路</u>であつて、次のいずれかに該当するもの</p>	【 】		
<p>イ 次のいずれかの放射線照射に耐えられるように設計したもの</p>	[]		
<p>(1) 全吸収線量がシリコン換算で5,000グレイ以上のもの</p>	[]		数値 ()
<p>(2) 吸収線量がシリコン換算で1秒間に 5,000,000グレイ以上のもの</p>	[]		数値 ()
<p>(3) 1メガ電子ボルト相当の中性子束(積算値) が1平方センチメートルあたり50兆個以上となるもの (MIS形のものを除く。)</p>	[]		数値 () 数値 ()
<p>ロ <u>マイクロプロセッサ、</u> <u>マイクロコンピュータ、</u> <u>マイクロコントローラ、</u> プログラムを電氣的に消去することができる <u>プログラマブルロム(フラッシュメモリーを含む。)、</u> <u>スタティック式のラム、</u> 化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、 アナログデジタル変換用のもの、 デジタルアナログ変換用のもの、 <u>信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、</u> <u>フィールドプログラマブルロジックデバイス、</u> <u>カスタム集積回路</u>(ハからチまでのいずれか、 ル若しくはヲに該当する 貨物であるかどうかの判断をすることができるもの 又は輸出令別表第1の5から15までの項の中欄の いずれかに該当する貨物に使用するよう設計したもの であるかどうかの判断をすることができるものを除く。 以下この条において同じ。)又はFFTプロセッサであつて、 次のいずれかに該当するもの(民生用の自動車又は鉄道車両に 使用する集積回路を除く。)</p>	[]		除外
<p>(一) 125度を超える温度で使用することができる ように設計したもの</p>	[]		数値 ()
<p>(二) 零下55度未満の温度で使用することができる ように設計したもの</p>	[]		数値 ()
<p>(三) 零下55度以上125度以下のすべての温度範囲 で使用することができるように設計したもの</p>	[]		数値 ()
<p>ハ <u>マイクロプロセッサ、</u> <u>マイクロコンピュータ</u> 又はマイクロコントローラのうち、 化合物半導体を用いたものであつて、 <u>最大クロック周波数が40メガヘルツを超えるもの</u></p>	[]		数値 ()
<p>ニ 削除</p>			